

会津若松市Uターン等
移住促進キャンペーン業務委託

プロポーザル募集要項

令和5年7月

会津若松市定住・二地域居住推進協議会

会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務委託プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称 会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務(以下「業務」という。)

(2) 業務の目的・概要

本市の人口動向は、進学や就職を契機とした、10代後半～30代の若者の県外への転出が著しく多く、若年層の減少により、全体的に人口減少が進んでいる状況にある。

こうした状況に対応するため、本業務では、県外に住む本市出身や本市にルーツ（両親が会津若松市出身など）がある者、さらには市内に住む対象者の保護者や友人等に対し、会津若松市のUターン等移住支援策や相談機関について認知させ、本市へのUターンの意識を高揚させるとともに、Uターンを検討する際にスムーズに市等の相談窓口にご相談できるようにし、すぐに移住出来ない場合は、関係人口として本市とのつながりを続けられることを目的として実施する。

本業務は、20代から40代の首都圏を中心とした県外に在住している本市出身者で、「自然がある子育て環境を望む方」「大都市での住みにくさを感じている単身世帯」「就学前の子育て世帯」をメインターゲットとし、会津若松市の災害の少なさ、会津地域の中心都市としての都市機能、子育てしやすい環境等の「ふるさとで暮らすメリット」や、“ほどよい田舎”の魅力をPRし、ターゲット層の本市へのUターンの訴求効果を高めることを求めるものである。

また、本業務は、会津若松市及び関係機関で組織する「会津若松市定住・二地域居住推進協議会」(以下「協議会」という。)からの業務委託により実施し、当該業務を運営する受託事業者を下記により選定するものである。

(3) 業務の内容 別添「要求水準書」のとおり

(4) 委託期間 契約締結日(令和5年10月1日を予定)から令和6年3月31日まで。

(5) 委託料の上限額 5,445,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 担当課

会津若松市定住・二地域居住推進協議会事務局(地域づくり課内)

所在地:〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号

TEL:0242-39-1202

FAX:0242-39-1403

メールアドレス:shinko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) プロポーザルに参加する他の者と資本関係(親会社・子会社の関係等)又は人的関係(取締役等の兼務)がないこと。

(3) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱(平成19年12月14日決裁)に定める排除措置対象者でないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

4 スケジュール(予定)

項目	日程
公募開始(公告日)	令和5年7月31日(月)
質問書の受付期限	令和5年8月29日(火)17時まで
参加意向申出書の提出期限	令和5年9月6日(水)17時まで
企画提案書の提出期限	令和5年9月13日(水)まで
選考委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)の開催	令和5年9月26日(火) 午前を予定
選考結果の通知	令和5年9月下旬
契約締結	令和5年10月上旬

5 募集要項等の入手方法

募集要項及び各種様式については、会津若松市定住・二地域居住推進協議会及び市のホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

(掲載場所)

協議会HP <http://aizuwakamatsu-iju.jp/>

市役所HP https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/03_kobo_kokoku/

6 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和5年8月29日(火)17時必着

(2) 提出先

会津若松市定住・二地域居住推進協議会(2の(6)に同じ)

(3) 提出方法

質問書(第2号様式)により、電子メール(様式添付)で提出すること。

送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。

(4) 回答

質問書に対する回答は、随時行う。質問者には電子メールにより9月4日(月)までに回答することとし、併せてその内容について協議会及び市のホームページに掲載する。なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記載事項の追加又は修正とみなす。

7 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出ること。

(1) 提出期限

令和5年9月6日(水)17時必着

(2) 提出先

会津若松市定住・二地域居住推進協議会(2の(6)に同じ)

(3) 提出方法

参加意向申出書(第3号様式)を上記(2)あて、電子メール(様式添付)で提出すること。

送付後(2)の提出先あてに確認の電話を行うこと。なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。

(4) 辞退方法

参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届(第4号様式)を(2)の提出先あてに電子メールにより提出すること。

8 企画提案書の提出等

企画提案書は、7に定める参加意向申出を行った者のみ、提出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月13日(水)会津若松郵便局必着

(2) 郵送宛先(封筒に記載すること)

**〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市定住・二地域居住推進協議会事務局
(会津若松市地域づくり課内)行**

「会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務委託プロポーザル参加書類在中」と記載。

(3) 提出方法

会津若松郵便局留の郵便により提出すること。なお、郵便局留郵便の保管期間は10日間であるため、(1)の上記提出期限までに会津若松郵便局に到着するよう、十分留意すること。

※直接、窓口を持参した場合は、受理しない。

(4) 提出書類

- | | |
|--------------|--|
| (様式1)表紙 | (A4_1ページ)※押印省略可 |
| (様式2)提案者の概要 | (A4_1ページ) |
| (様式3)実施方針 | (A4_1ページ) |
| (様式4)実施体制 | (A4_1ページ) |
| (様式5)類似業務の実績 | (A4_2ページ以内) |
| (任意様式)企画提案 | (A4_10ページ以内) |
| (任意様式)実施計画 | (A4_1ページ) |
| (任意様式)参考見積書 | (A4_1ページ)※業務に係る積算内訳を要求水準書の項目ごとに明示すること。 |

(5) 提出部数

8部(発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。)

(6) 企画提案書作成上の注意点

ア 企画提案書(別紙様式1~5)は、A4判片面、文字は11ポイント以上とし、紙ベースで提出の際は左綴じで1冊にまとめること。

イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ること。

ウ 企画提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合、当該項目の得点を0点とする。

(7) 企画提案書の取扱い等

ア 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

9 次のいずれかに事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 提案書が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合(軽微と認められる誤りを除く。)
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 募集要項等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合
- (5) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (6) 協議会事務局員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合
- (8) その他募集要項等に定める条件(軽微なものを除く。)に違反したと認められる場合

10 審査方法

(1) 選定主体

会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務委託プロポーザル選考委員会が評価を行うものとし、評価に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 評価基準及び配点

別に定める会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

(3) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 開催予定

令和5年9月26日(火) ※参加順、集合時間その他詳細は後日改めて通知する。

イ 場所

会津若松市役所 追手町第二庁舎2階第3会議室

ウ 出席者

プロポーザル参加者側の出席者は1事業者あたり2名以内とする。

エ 説明時間

各プロポーザル参加者1事業者あたり15分以内とする(質疑応答時間は別途)。

カ 資料配布等

選考委員会では、事前に提出した企画提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する。

11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員に電子メールで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページに公表する。

なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に協議会と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容については、協議会と受託候補者と要求水準書及び受託候補者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様書を定めるものとする。受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続

協議会は、会津若松市財務規則に準じた随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。

(3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 本業務の受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせではない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ協議会の承認を受けること。